

2月号

政策情報月報



目次

最近の報告、答申などの情報……………	1 頁
法律の動き……………	6 頁
経済の動き……………	8 頁
トピックス……………	12 頁
ニュースダイジェスト一覧……………	13 頁

平成18年2月



東京都議会議会局 調査部 調査情報課

教 育

初等中等教育の教育課程に関する審議経過報告
(文部科学省、中央教育審議会教育課程部会 2月13日)

コメント

平成15年に実施された国際的な学力調査などによれば、日本の子どもの学力は成績中位層が減り、低位層が増加していることや、読解力や記述力が低下する傾向にある。しかし、考えたり表現したりする力は「生きる力」をはぐくむことの基本になるものであり、国語力がすべての教科の基本であるためこれを強化する必要があること、また理科教育や外国語教育を改善・充実し科学技術や国際化の進展に対応できるようにする必要があるとした。

例えば、国語については、文章や資料を読んだうえで1000字程度にまとめる力を子どもにつけさせるなど、具体的な指導方法を例示した。また日本の授業時間数は国際平均より短いこともふまえ、各教科の授業時間数のあり方について総合的に検討を深めていく必要があるとした。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/004/06021401/002_1.pdf

教育改革のための重点行動計画(文部科学省、1月17日)

コメント

平成17年10月26日の中央教育審議会答申及び11月30日の三位一体改革についての政府・与党合意をふまえて策定された。

特に義務教育の構造改革については、次の4つの柱とそれぞれの平成19年度までの取り組みのスケジュールを示している。

学校教育法を改正し、義務教育の到達目標を明確に位置づけるとともに、設置者の判断で9年制の学校を設置することやカリキュラム設定を弾力化することなどを検討する。同時に学習指導要領を見直すとともに、全国的な学力調査を実施して確かな学力の向上を図る。

教職大学院制度の創設や教員免許更新制の導入などにより教師への揺るぎない信頼を確立する。

各自治体の実情にあわせ教育委員の数を3人以上で条例で定める数とすることや、学校や区市町村教育委員会の判断で学級編制が可能となるよう見直すことなどにより、地方と学校の主体性と創意工夫による教育の質の向上を図る。

地域における特色ある教育を推進するため、市町村が給与を負担して小中学校の教職員を任用する制度の全国規模での実施、義務教育国庫負担制度を小・中・盲・聾、養護学校について一本化し地方の自由度を拡大するなど教育条件の整備を行う。 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/01/06011801.htm

これからの教員選考・任用制度について（中間のまとめ）

（教育庁、教員任用制度あり方検討委員会、1月26日）

コメント

東京都の公立学校では平成19年度から10年間にわたり、毎年2,000人を超える規模の教員が退職することが予想される。この間における児童・生徒数は増加傾向にあることから、平成20年から5年間は3,000人を超える教員を採用する必要性が生じてくる。こうした状況に対して、教員採用試験の受験者数が今後大幅に増加することは期待できないことから、教員採用試験の倍率は低下し、優秀な人材確保に支障をきたすことが懸念される。また現行どおりの採用選考方法で退職者の補充を行っていくと、現行の受験年齢の層が新たな年齢構成の山として推移していくことになるため、現在の教員の年齢構成の不均衡を是正することにはならない。

こうした問題への対応策として、教員採用選考の受験年齢資格の上限を、新卒者は35歳未満、社会経験者は40歳未満となっているのを見直し、5歳程度引き上げるとした。教職経験者については50歳未満とすることも検討する。

また、優秀な人材を確保するため、臨時的任用教員、非常勤講師、他道府県等の現職教員を即戦力として正規教員に採用するにあたり、学校長や区市町村教育委員会の評価を判断材料に加えた特別選考を実施する、などとした。このほか教育管理職選考、指導主事制度、主幹級職制度についても検討を加え、今後の教員の選考・任用制度の方向性を示している。今後、関係者等の意見を踏まえ3月に最終報告をまとめる予定である。

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KONDAN/2006/01/DATA/40g1u102.pdf>

金融

「金融商品・サービスに関する特別世論調査」の概要

（内閣府、2月2日）

コメント

国は、幅広い金融商品についての包括的・横断的な制度の整備を含めた証券取引法等の改正を検討していることもあり、平成17年12月、全国の20歳以上の者3000人を対象に金融商品・サービスへの満足度の変化や、今後重要だと思ふ取組みについて調査を行った。

これによると、この一年間で満足度が「向上した」人は13%にとどまった。「低下した」とした人(22.5%)と「変わらない」とした人(50.5%)に、満足度が向上しない理由を訊ねたところ、「金融取引に係るセキュリティー確保が不十分」(26.7%)、「金融機関の経営の安定感が低下した」(26.1%)、「金融機関での窓口の対応が低下した」(22.6%)などがあげられた。(なお、金融商品取引法案について詳細は、3月発行の時の話題をご参照ください。)
<http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/h17/h17-kinyuu.pdf>

建築・住宅

建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について(中間報告案) (国土交通省、社会資本整備審議会、2月22日)

コメント

本審議会建築分科会では建築物の耐震強度偽装事件を受け、現行法制度について総点検を行った結果、次のような再発防止策をとりまとめた。

一定の高さ・規模以上の建築物の建築確認を行う際、第三者機関による構造計算の適合性の審査を義務付ける。

構造設計図書の審査が厳正に行われるよう、現行の建築確認に要する法定期間の延長を検討する。

多数の人が利用する建築物の特定の工程については、施工途中での中間検査の実施を義務付け、その際、鉄筋量の不足など不審な点が発見された場合には構造計算書の点検を義務付けるなど、検査基準を法令上明確にする。

民間の指定確認検査機関の指定要件を強化するほか、地方自治体が同機関に立入検査を行う権限を持つこととする。

設計、工事監理を行った建築士の責任を明確にするため、設計図書、工事監理報告書及び建築確認申請書などに業務を担当したすべての建築士の名称を記載する。

重大な違法行為を行った設計者や建築主に対する懲役刑の導入も含めて、建築基準法における罰則を大幅に強化する。(現行の建築基準法では設計者の法令違反への罰則は最高で罰金50万円である。)また建築士法においても名義貸しなどの不正な行為を行った建築士に対する罰則を新たに設ける。

<http://www.mlit.go.jp/pubcom/06/pubcom4/01.pdf>

(注：2月17日、5都県(東京、埼玉、千葉、神奈川)知事及び市(横浜)長は建築基準法の見直しにあたっては、特に指定確認検査機関の行った確認検査について、当該機関に法的責任があることを法律上明確にすべきなどとする要求を国に対して共同で行っている。)

「容器包装リサイクル制度見直しに係る最終取りまとめ」

(環境省、1月23日)

「容器包装リサイクル方の評価検討に関する報告書」

(経済産業省、1月23日)

コメント

平成7年に制定された容器包装リサイクル法では、施行後10年を経過した段階で実施状況に評価・検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとされている。

このため両省は合同で評価・検討を行ってきたがその結果を、今後の容器包装リサイクル制度のあり方として取りまとめた。

見直しの基本的方向として、循環型社会形成推進基本法における3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))推進の基本原則に則った取組みの推進、国・地方自治体・事業者・国民・NPO等すべての関係者の協働、社会全体のコストの効率化を挙げている。

施策の主な内容は、次のとおりである。

レジ袋等の無料配布抑制のための法的措置を講じることで、買い物袋の持参を促進する。スーパーの他、コンビニエンスストア、百貨店等も対象とし、袋の種類として、レジ袋のほか同様の機能を有するプラスチック製又は紙製の手提げ袋も対象とする。

事業者が発生抑制等の取組みの実施状況報告を求めるとともに、指導・助言を行い、取組みが著しく不十分な特定事業者には勧告・公表・命令等を行う。

発生抑制・再使用の促進に特に有効かつ先進的とされる製品やサービス、事業者の自主的取組みなどに対し、優良性の認定を行う等の優遇措置を講ずる。

事業者と地方公共団体・国との自主協定締結を推進する。

再商品化の合理化の程度等を勘案して、事業者が市町村の分別収集、選別保管業務に資金を拠出する仕組みを創設する。その額は再商品化費用が効率化された分の2分の1とする。

再商品化義務を果たさない「ただ乗り業者」に指導、勧告、公表、命令を行い罰則を強化する。

両省は最終報告に対する国民からの意見を聞いたうえで、改正法案を現在開会中の通常国会に提出する予定である。

<http://www.meti.go.jp/feedback/downloadfiles/i60131bj.pdf>

<http://www.env.go.jp/council/03haiki/y030-41/mat04.pdf>

インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会報告 (総務省、1月26日)

コメント

現在、名誉毀損、プライバシーや著作権の侵害など、他人の権利を侵害する情報がインターネットに掲載されている場合には、電子掲示板の管理者等が、すでに定められたガイドラインにそって対応措置を講じることができるようになってきている。

しかし近年、インターネット上においてわいせつ情報、違法薬物に関する広告といった違法な情報、爆発物の製造方法や人を自殺に誘引する有害情報の流通が問題視されている。こうした、他人の権利を侵害する情報ではないが、違法・有害な情報については、電子掲示板の管理者等がどのように対応すればよいかに関するガイドラインも定められていない。

そこでまず、電子掲示板の管理者等による自主的な対応を支援する方策として、電子掲示板の管理者等が警察などによる違法性の判断を受けてから違法・有害情報の送信を防止する措置をとるなどの仕組みづくりが考えられるとした。

総務省では今後さらに検討をすすめ、18年7月を目途に最終とりまとめを行う予定である。

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060126_1_bt1.pdf

改正高年齢者雇用安定法の施行に向けた企業の取組み状況について (厚生労働省、1月27日)

コメント

改正高年齢者雇用安定法の施行により、本年4月1日から高年齢者について少なくとも年金支給開始年齢までの雇用確保措置を導入することが各企業に義務付けられる。

本年1月、300人以上の規模の企業約12,000社を対象に調査したところ、既にこれを「導入済み」とした企業が23.7%、「4月1日までに導入予定」とした企業が74.2%となり、合わせて97.9%の企業が4月1日までに雇用確保措置を導入する見込みとなった。

雇用確保措置の内容としては、「定年の定め廃止」や「定年年齢の引上げ」を行う企業は6.4%と少なく、9割以上の企業が「継続雇用制度の導入」で対応するとしている。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/01/h0127-6.html>

法律の動き

第164回国会（常会）に（会期：1月20日～6月18日の予定）において成立した法律のほか、現在審議中の主な法律をご紹介します。

☆ このたび成立した法律

「国会議員互助年金法を廃止する法律」

〔概要〕この法律は議員立法により2月3日に国会で可決、成立した。

本法律が平成18年4月1日から施行されることにより、現行の国会議員互助年金制度は平成18年3月末で廃止となる。

ただし経過措置により、元職国会議員には引き続き普通退職年金が現行の年額より4～10%減額して支給される。現職国会議員で、平成18年3月末までの在職期間が10年以上の議員は、現行の年額から15%減額した普通退職年金の支給を受けるか、納付金総額から20%減額した金額の退職一時金の支給を受けるかを選択する。同じく現職国会議員で在職期間が10年未満の議員は、納付金総額から20%減額した金額の退職一時金の支給を受けることになる。

☆ このたび提出された法律

「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案」

〔概要〕本法律案は次のような措置により、わが国の港湾の国際競争力強化をめざすものである。詰め込み、仕分け、流通加工などの高度な荷さばきを行う施設等を埠頭近傍に整備する場合に、それに要する整備費用を新たに国からの無利子貸付の対象とする。重要港湾において民間事業者による長期・安定的な埠頭運営を図るため、行政財産である岸壁、荷さばき施設等を港湾管理者が認定した事業者に一体的に長期間貸付けることができるようにする。現在は国の指定法人（財団法人）である埠頭公社を株式会社化することで外貿埠頭の管理運営を効率化し、これを利用する船会社などに対して、より効率的で質の高いサービスを提供できるようにする。

(このたび提出された法律 続き)

「健康保険法等の一部を改正する法律案」

〔概要〕本法律案は、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために必要な措置として、以下の内容などを盛り込んでいる。

保険給付の内容・範囲を見直し、高齢者の患者負担について、現役並みの所得がある人は現行の2割から3割に引き上げ(平成18年10月から実施)、70～74歳の人には現行の1割から2割に引き上げる(平成20年4月から実施)。

(65～69歳までの人は現行と同様3割、75歳以上で現役並み所得がない人も現行と同様1割を負担する。)

介護療養型医療施設は平成23年度末までに廃止し、老人保健施設や在宅療養などに転換していく。

新たに後期高齢者医療制度(仮称)を創設する。この財源構成は1割を75歳以上の人の保険料、4割を現役世代の負担、5割を公費負担でまかなうものとする。保険料の徴収は市町村が行い、財政運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が担うことになる。

生活習慣病を予防し中長期的に医療費を抑制するため、40歳以上の被保険者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うことを、医療保険者に義務付ける。

「住生活基本法案」

〔概要〕本法律案では、住宅ストックの量が充足されるとともに、本格的な少子高齢化と人口・世帯規模の減少が見られるなか、住宅政策を、これまでの建設中心のものから住宅の質を確保するものへ転換するための基本的な事項を定めている。

現行の住宅建設計画法は廃止する。また昭和41年から5年ごとに公営・公庫・公団住宅の建設戸数目標を示してきた住宅建設5カ年計画も平成17年度をもって第8次計画が終了となる。

そこで本法案では、安全・安心で良質な住宅ストックや居住環境の形成、住宅取引の適正化など住宅市場の環境整備、低所得者、高齢者、子育て世帯などの安定した居住の確保、などを柱とした新たな住宅政策への転換を打ち出している。

この基本方針をふまえ、国及び都道府県があらたに住生活基本計画を策定することになるが、その中で、耐震化率、バリアフリー化率、省エネ化率、住宅性能表示実施率などの成果指標を計画に位置付けることとしている。

経済の動き

国内の動き

～内閣府「月例経済報告 平成18年2月22日」(主に12月の状況)による。～
注：下線は前回月例報告との相違部分を示す。

「景気は、回復している。」

- ・企業収益は改善し、設備投資は増加している。
- ・個人消費は、緩やかに増加している。
- ・雇用情勢は、厳しさが残るものの、改善に広がりが見られる。
- ・輸出、生産は緩やかに増加している。

先行きについては、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる。一方、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要がある。

<http://www5.cao.go.jp/keizai3/2006/0222getsurei/henkou.pdf>

～日本銀行「金融経済月報(基本的見解) 平成18年2月9日」による。～
注：下線は前回月例報告との相違部分を示す。

「わが国の景気は、着実に回復を続けている。」

輸出や生産は増加を続けており、企業収益が高水準で推移するも、設備投資も引き続き増加している。

雇用者所得も、雇用と賃金の改善を反映して、緩やかな増加を続けており、そのもとで個人消費は底堅く推移している。

住宅投資も、強含みの動きとなっている。この間、公共投資は、減少傾向にある。

先行きについても、景気は着実に回復を続けていくとみられる。

http://www.boj.or.jp/seisaku/05/seisaku_f.htm

都内の動き

主要経済指標（12月を中心とする）について

～ 出典：東京都産業労働局 「産業・雇用就業統計（平成18年2月）」～

家計消費支出（東京都区部） 12月は、前年同月比で増加した。

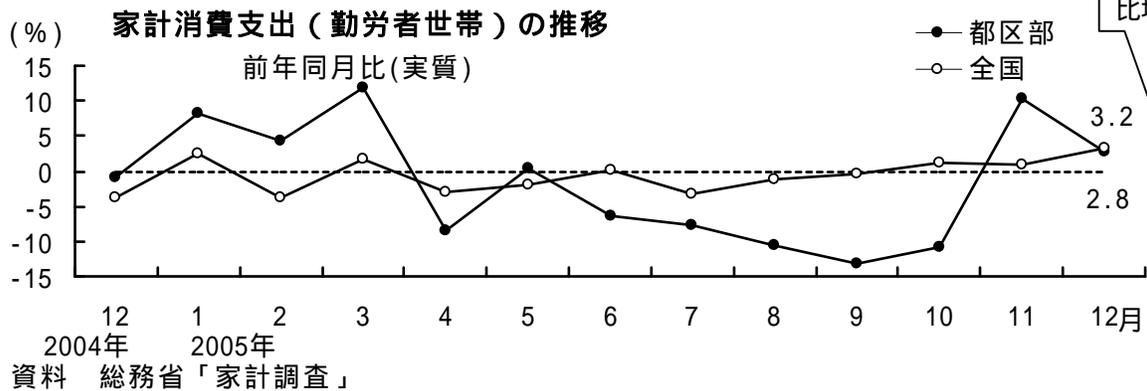
新設住宅着工戸数（東京都） 12月は、前年同月比で減少となった。

東京都工業指数（東京都） 生産は、4ヶ月ぶりに減少した。

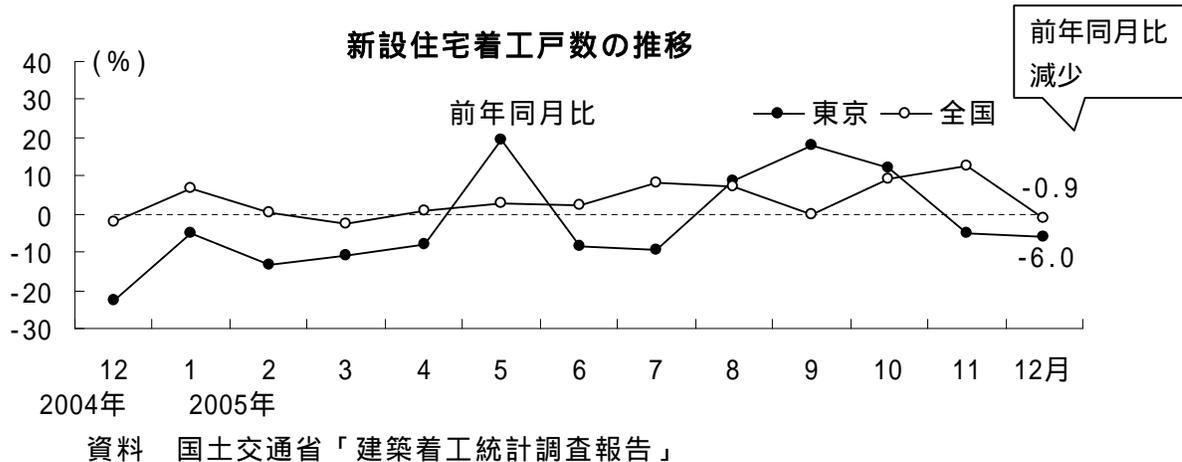
完全失業率（東京都） 10 - 12月は前期より減少し4.3%であった。

有効求人倍率（東京都） 12月は1.54と、24ヶ月連続で1倍を超えている。

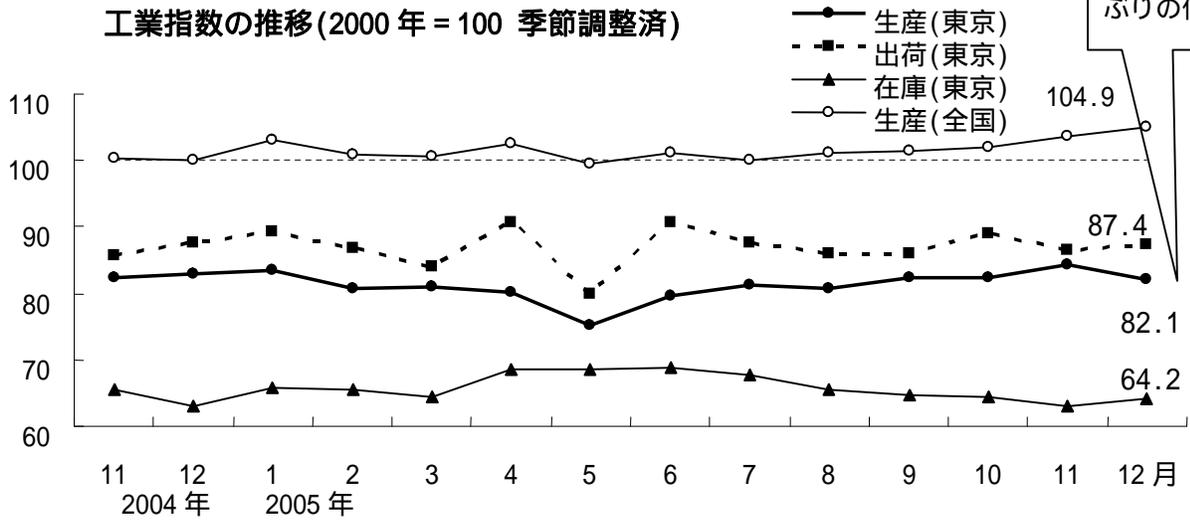
家計消費支出：2か月連続の上昇（前年同月比）



新設住宅着工戸数：2か月連続の減少（前年同月比）



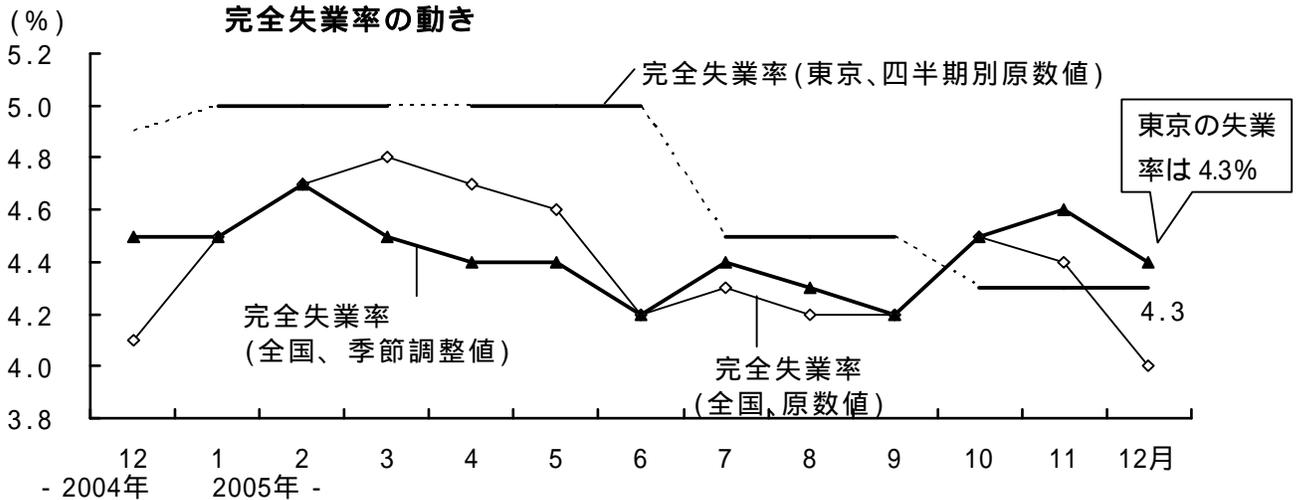
生産指数: 4ヶ月ぶりの低下



注 全国は鉱工業の指数である

資料 東京都総務局「東京都工業指数月報」、経済産業省「鉱工業生産・出荷・在庫指数」

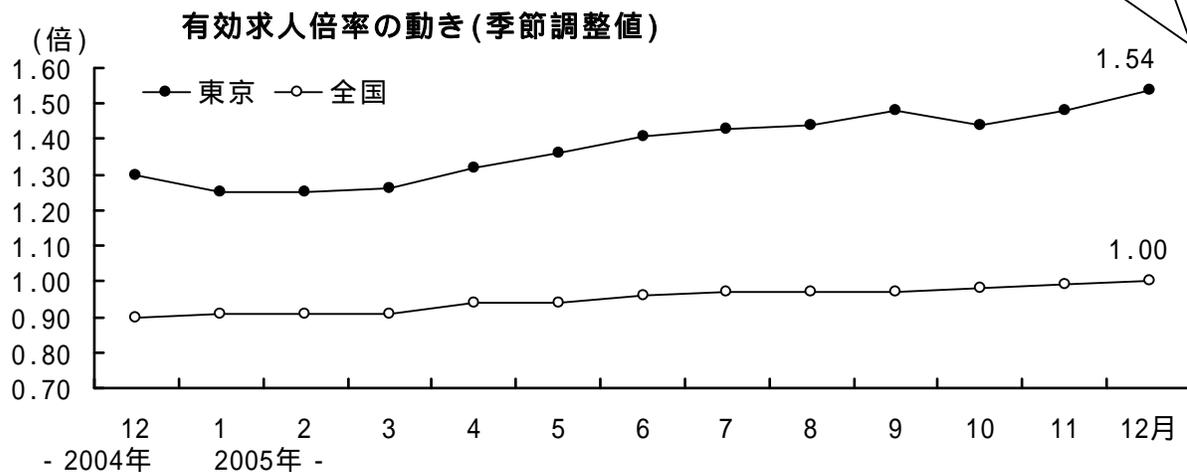
完全失業率: 前期より減少し、4.3%に



資料 東京都総務局「東京の労働力」、総務省「労働力調査」

有効求人倍率：24か月連続して1倍超

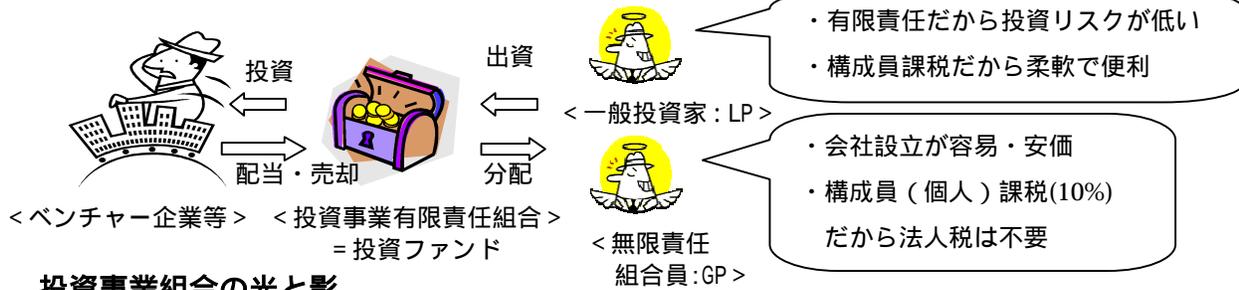
12月の有効求人倍率は1.54



資料 厚生労働省、東京労働局「職業安定業務統計」

」

LPSの特長：最低1人の無限責任組合員と、有限責任組合員による主にベンチャー企業に投資するファンド



投資事業組合の光と影

そもそも、「投資事業組合」という言葉には、明確な位置付けはない。

投資家から資金を集めて運用し、その利益を投資家に還元する組織を指す。

ベンチャー企業投資などで活用されることが多い。いわゆるファンドのひとつである。

→【投資事業組合の形態】←

	匿名組合	任意組合	投資事業有限責任組合(LPS)	合同会社(比較)
根拠法令	商法	民法	投資事業有限責任組合契約に関する法律(ファンド法)	会社法
登記	不要	不要	必要	必要
課税	構成員課税	構成員課税	構成員課税	法人税 構成員課税
責任範囲	無限	無限	出資額の範囲	有限
情報開示義務	なし	なし	一部あり	一部あり
	H18.6~500人以上で一部開示			
会計監査義務	なし	なし	あり	あり
活用例	ワイン アニメ	マンション 管理	ベンチャー企業 支援	H18.5~施行

ライブドア事件 (任意組合)

実質支配下にある投資事業組合(任意組合)を隠れ蓑にして、組合の特長を悪用し、株価吊上げと売り抜けによる資金調達を狙ったと言われている。

風説の流布
粉飾決算
偽計取引

匿名性
低コスト等
特長悪用

証券取引法
違反の疑い

証券取引法の抜本的改正

ライブドア事件や金融商品に関する消費者トラブルの多発を受け、法の抜本的改正を予定。

「貯蓄から投資」への流れを促すには、横断的な法整備による投資環境の醸成、信頼できる市場の育成が求められている。

【豆知識】有限責任事業組合(LLP)って何? ~名前はそっくりだけど

名称:有限責任事業組合 LLP = Limited Liability Partnership

根拠:「有限責任事業組合契約に関する法律」H17.8 施行

概要:自らの出資の範囲で責任を負う共同事業形式。

株式会社と任意組合の利点を併せ持つ、投資しやすい新たな事業形態。産学連携等推進が目的。LPS(投資事業有限責任組合)ほど「一任」形式ではなく規制も緩やか。

活用例:アニメ作成、産学連携、ワイン

法案がまとまり次第、「時の話題」で詳しく解説する予定です(3月中旬発行予定)!

ニュースダイジェスト一覧(2月)

「住所は公園」認める テント生活者が勝訴 大阪地裁・・・	1 / 28、朝日
タクシー抜き打ち監査 長時間労働・低賃金 来月から国交省・	1 / 29、朝日
東京の物価高「世界一」返上 「円安にデフレ、原因」・・・	2 / 1、朝日
運転免許 認知症検査導入へ 警察庁が制度見直し・・・	2 / 3、毎日
リフォーム被害額16倍 223億円に・・・	2 / 9、毎日
BSE OIE 基準に緩和案 食安委で農水省説明・・・	2 / 10、東京
月齢撤廃、米など有利	
カード預金者保護法施行 ネット利用は対象外・・・	2 / 11、毎日
個人情報にピリピリ 自治体に迷いと混乱・・・	2 / 11、東京
「監視」制度19自治体のみ 京都議定書発効1年・・・	2 / 16、毎日
刑法犯少年 再犯者率28.7%・・・	2 / 16、東京
警察庁まとめ 昨年、平成で最悪	
糖尿病治療 月2回で300円減・・・	2 / 16、東京
幼児かぜ 深夜診察は351円増 厚労省が自己負担額試算	
配分協議を先送り 都区財調 18年度は現行維持・・・	2 / 17、産経
首都M7.3地震なら死者4700人 都、「被害」見直し・・・	2 / 17、東京
昨年10～12月 GDP年率5.5%増・・・	2 / 17、毎日
4期連続 個人消費や輸出堅調	
牛肉禁輸問題 米が報告書 日本の不信深まる・・・	2 / 18、読売
新たなミス 早期の輸入再開疑問	
五輪招致議連が発足 77都議参加 今議会で決議目指す・・・	2 / 23、毎日

注) 新聞記事については、(社)日本複写権センターと「著作物複写利用許諾契約」を締結しています。